

# 草津市教育委員会会議録

令和3年6月定例会

(6月24日開催)

草津市教育委員会

|      |     |      |
|------|-----|------|
| 出席委員 | 教育長 | 藤田雅也 |
|      | 委員  | 稲垣明美 |
|      | 委員  | 小辻寿規 |

|        |                      |        |
|--------|----------------------|--------|
| 事務局出席者 | 教育部長                 | 南川 等   |
|        | 教育部理事（学校教育担当）        | 作田 まさ代 |
|        | 教育部副部長（総括）           | 田中 三男  |
|        | 教育部副部長（図書館担当） 兼 図書館長 | 武村 彰   |
|        | 教育部副部長 兼 学校教育課長      | 菊池 誠   |
|        | 教育総務課長               | 森下 康二  |
|        | 生涯学習課長               | 上原 香織  |
|        | スポーツ保健課長             | 宮田 勝一  |
|        | 学校政策推進課長             | 上原 忠士  |
|        | 教育総務課係長              | 永田 厚子  |

開会 午後3時00分

藤田教育長

ただいまから、草津市教育委員会6月定例会を始めます。  
なお、本日は、松嶋委員から欠席届が出ていますので御報告をいたします。

—————日程第1—————

藤田教育長

日程第1「会期の決定」についてであります。本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、6月定例会は本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

藤田教育長

次に、日程第2「5月定例会会議録の承認」についてであります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、5月定例会会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

藤田教育長

次に、日程第3「教育長報告」に移ります。  
それでは私の方から、まず、諸般の報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症についてでございますが、9都府県の緊急事態宣言が解除され、21日からはまん延防止等重点措置に移行されました。滋賀県におきましても、警戒推移ではございますが、陽性者については、一時期より減少し

ている状況でございます。学校現場におきましても、5月21日から6月23日までに3名の陽性者が確認され、2件の学校閉鎖等の措置をとったところで、幸いにも、クラスターなど学校での感染拡大は確認されておりません。引き続き、コロナウイルスの感染防止策の徹底を図ります。

また、6月に入ってから、30度を超える暑い日もございますので、文科省が定める学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の中に、エアコン使用時においても換気を必要とされておりますので、感染症対策と熱中症対策をとりながら授業を実施しているところでございます。

次に、ワクチン接種に関しまして、本市でも7月7日から64歳以下の接種券が発送される予定でございます。この度、滋賀県においては、広域ワクチン接種センターが、県南部と北部の2ヶ所に設置をされることとなりました。滋賀県教育委員会からの通知によりますと、その対象者に市立の小中学校に勤務する教員および事務職員等が対象となっております。現在各校において、希望人数の把握等の準備を進めているところでございます。現在の予定では、1回目の接種が7月10日から開始される予定でございますので、小中学校教職員、事務職員等に接種をしていただきます。

次に、草津市草津3丁目にごございます株式会社高岡屋様から、会社設立50周年を記念した社会貢献として、市内の小中学校の児童生徒用にマスクを320箱寄贈いただきました。子どもたちが忘れてきた場合や、学校生活において給食などで汚れた場合に活用させていただきます。そのほかにも各種団体より、寄付をいただいております。詳細につきましては後ほど、議事の中で御報告をさせていただきます。

次に、草津市議会の6月定例会が6月4日に開会をされ、明日25日までの会期となっております。

教育委員会の議案といたしましては、今年度の3学期から中学校給食の開始に向けました条例改正、それとクレアホールの修繕に関する補正予算を提案しています。詳細につきましては、5月の定例教育委員会で御報告しておりますので割愛させていただきます。

また、この議会の議案に関する質疑および一般質問では、8名の市議会議員より質問がございました。

質問順に御紹介いたしますと、杉江昇議員からは「自宅学習時のサーバーダウンについて」、田中香治議員からは「歴史資源の有効活用と本陣エリアのリノベーションについて」、中島美德議員からは「心のバリアフリーの取組について」、奥村恭弘議員からは「教育の情報化は今後どう進むのかについて」、遠藤覚議員からは「(仮称)草津第二学校給食センターの整備状況」、「給食費の未納状況等について」、藤井三恵子議員からは「学校でのPCR検査の実施について」、また「学校の性教育について」、八木良人議員からは「確かな学力について」「校則や生徒指導と主体的に考え行動する人づくりの関係性」、また「校則の見直しそして、時代に合う教育を常に考え、バージョンアップすることについて」、西垣和美議員からは「支援が必要な外国籍の子どもたちへの学習支援について」以上8名の市議会議員から御質問をいただいたものでございます。今回の議会での質問者が総勢16名ございまして、質問の量に差がございしますが、半数の議員から教育委員会に質問があったということで、教育に関する関心の高さを伺えるものであると捉えております。答弁いたしました内容につきましては、後日、ホームページに掲載されますので、是非御覧いただければと思います。

次に、校則の見直しの通知が文部科学省からございました。昨今の報道等におきまして、学校における校則の内容や、校則に基づく指導に関し、一部に必要なかつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかという指摘がある現状を踏まえまして、校則の見直し等の取組事例を示した上で、学校や地域の実態に応じた見直し等に取り組むよう通知されたものでございます。本通知の趣旨に則り、今後、市内中学校におきましても校則を自分のものとして捉え、自主的に守っていきけるよう指導して参りたいと考えております。

次に、給食および夏休みの日程でございますが、昨年度は休校の影響により夏休みが大幅に短縮されましたが、今年度につきましては、例年どおり15日まで給食を実施し、夏休みは小学校が7月21日から8月25日、中学校は7月17日から8月23日までとなっております。健康に留意しつ

つ、安全で有意義な夏休みとなることを願っております。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

それでは、委員の皆様の方から、6月にございました教育全般に関する事項等で御意見、御感想などがございましたらよろしくお願いたします。

稲垣委員

ほとんど学校を訪問できておりませんので、御報告できることもないですが、身近なことで少しお伝えしたいと思えます。

毎日、自宅の前を子どもたちが通学しています。4月当初は新6年生の子どもたちが緊張しながらも、少し誇らしげに横断旗を手に先頭を歩く姿を微笑ましく見ておりました。

その中でも週に1回ほど、遅れる集団がいます。小学4年生、2年生、1年生の3兄弟が小走りで何とかついて行っていました。家庭的な事情が見え隠れしていました。標準服は汚れていたり、裾がほつれたりしています。しかし、水筒はしっかり持っています。帽子も被っています。何とかみんなの分団に追いつこうと頑張っている、横断歩道に差し掛かりました。どうするのかわかると見ていたら、先頭の兄が止まって小学1年の女の子が渡り切るのを見届けてから渡りました。たくましさを感じる一面でした。それからもう一つは、小さな男の子の手を引いて登校するお母さんの姿です。最初は気付きませんでした。毎日お母さんが手を引きながら登校される姿を目にしました。詳しい事情は知りませんでした。6年生の子どもたちの声を聞くと、子どもたちもこの子を何とかしないといけないと悩んでいたみたいです。「もっとゆっくり歩こうか」「荷物持ってあげると楽かな」など小学校6年生なりに話していたみたいです。結局、お母さんがついて行くことになって分団から遅れてついて行かれますが、私はここに子どもの育ちがあったと思えました。今は、通学時に保護者や地域の方がついておられて見守られています。事件や事故から守るためには大変必要な存在ではあります。2、30年前、私の娘が登校していたころは幼稚園の子も一緒に連れていった時代があり、それなりに子どもたちの判断力や行動力などが自然とついていました。今の子はついていないのかと言われるとそうではな

いですが、そういった力を養うために子どもに委ねればいいのにと感じるときもあります。現場にいるときも保護者の皆さんからの要望はいろいろありました。聞かなければいけないですが、やはり保護者さんは自分のお子さんしか見ていない。子どもは子ども同士で何とかしようとする能力があります。そういった机上では学べないものを自然な形で学べるチャンスを奪わないで育てたいと感じながらも「安全に行ってね」と言っています。1年生のお子さんですが、夏休み明けの2学期からは分団のみんなと一緒に登校できたらいいなと思います。一つの学校の一つの分団ですが学年によっては課題を持った子どもたちが通っていることを感じました。地域の人間として見守りつつ、励ましたいと思います。

また、コロナ禍ではありますが、やはり学校の様子や子どもたちの様子を直接知りたいです。私も教育委員をさせていただいて学校訪問するだけでなく、直接、子どもや先生方の姿、学校の様子を見ることで、役に立てることもありますので、以前のように御提供いただけたらと感じております。何かできることがあれば、言ってください。

#### 小辻委員

コロナ禍ということもあり、なかなか小中学校に訪問できない現状ではありますが、ゴールデンウィークごろに歴史文化財課でされている「おうちで楽しむ！草津れきし発見隊！」の草津ものしりクイズなど楽しませてもらっています。皆さんに草津の歴史を学んでいただく機会是非常に大事なことかと思えます。以前に、大学の方にも来ていただいてお話をいただきました。学生も草津のことをほとんど知らないということが現状です。一方で「どんな町か知ることができた」、「大変勉強になった」という意見もあります。いろいろなイベントの準備をしておられますが、そういう機会を続けていただきたいと強く思います。

先ほど、校則の件で御案内がありました。校則としてなっているものではなく、実際には、文言として記載されていないにもかかわらずルールとして残っているものがあります。校則が見直されてもルールは見直されないのではないかということに対する心配もあるようです。自分たちを守るということも大事です。改めて、学校の児童生徒としっかりと話す

場を持って考えていただきたいと思います。ルールで縛ると  
いう話ではなく、ルールも含めて検討することが求められて  
いるのかなと思います。

藤田教育長

いろいろな視点からの御意見ありがとうございました。  
それでは、教育長報告につきましては、以上で終わらせて  
いただきます。

—————日程第4—————

藤田教育長

続きまして、日程第4「付議事項」に移ります。  
初めに、議第27号は、人事案件でございますので、会議  
を公開しないこととすべきであると考えております。地方教  
育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項では、  
教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、  
その他の事件について、教育長または委員の発議より出席者  
の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しない  
ことができるとなっております。この規定に基づきお諮り  
をしたいと思います。

議第27号の議案を公開しないこととすることについて御  
異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。  
よって議第27号につきましては、公開しないことといた  
します。こちらの議案につきましては、報告事項の終了後に  
改めて審議を行うことといたします。

では、次に「議第28号草津市教育委員会附属機関運営規  
則の一部を改正する規則案」について審議をいたします。事  
務局の説明を求めます。

生涯学習課長

議第28号草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改  
正する規則案につき議決を求めることについて生涯学習課の  
上原が御説明申し上げます。

議案書は7ページから10ページでございます。

先ほど、教育委員会協議会で御説明させていただきましたが、平成25年度に策定いたしました草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に定めます機能整備につきまして、見直しを行うため、草津市文化振興審議会に集中的に審議を行う部会、文化芸術機能等検討会議を設置するに当たり、規則の一部改正を行うものでございます。なお、この部会において新たに参画いただきます計画予定地の地元関係者等の委員につきましては、同計画に関する審議に集中していただくため、他の議題への欠席を配慮できるよう、定足数や任期を併せて改正するものでございます。

それでは、9ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、委員の任期についてでございますが、別表第2に「文化芸術機能等検討部会にのみ属する委員に限り、委嘱の日から部会の担当事務に関する審議が終了する日まで」と定めます。次に、定足数についてですが、別表第3に「委員の半数以上、但し文化芸術機能等検討部会の担当事務以外の議事においては、同部会にのみ属する委員を除いた委員の半数以上」と定め、議決の方法として「出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と定めます。

次に、文化芸術機能等検討部会の担当事務についてですが、別表第4に「(1)草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に定める機能についての調査審議に関する事務、(2)その他教育委員会が必要と認めること」と定めます。なお、本規則の施行日は公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

藤田教育長

では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらよろしくお願いたします。

それでは本議案につきまして、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、議第28号は原案どおり可決されたものと認めます。

次に「議第29号草津市社会教育委員の委嘱につき議決を  
求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求め  
ます。

生涯学習課長

議第29号草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求める  
ことについて生涯学習課の上原が御説明申し上げます。

議案書は11ページから13ページでございます。

本市では草津市社会教育委員設置条例第2条の規定によ  
り、社会教育委員を委嘱しております。委員の任期は2年間  
で、現社会教育委員は昨年7月に委嘱し、来月から2年目と  
なりますが、今回、推薦元の団体から役員改選に伴います  
委員の変更の申し出がありましたことから、新たに12ページ  
に掲載しております2名の方を委嘱しようとするものでござ  
います。それぞれ校長会と市まちづくり協議会連合会から今  
回新たに御推薦いただいた方でございます。任期につきまし  
ては、前任者の残任期間であります、令和4年6月30日ま  
でといたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただき  
ます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただ今の説明につきまして何か御意見、御質問ござい  
ましたらよろしくお願ひいたします。

それでは本件につきまして御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、議第29号は原案どおり可決し  
たものと認めます。

次に「議第30号草津市図書館協議会委員の委嘱につき議  
決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を  
求めます。

図書館長

議第30号草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求  
めることにつきまして図書館の武村が御説明を申し上げま  
す。

お手元の議案書の15ページから17ページを御覧ください

い。

図書館協議会は、図書館法第14条第2項におきまして、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる機関として置くことができるとされています。草津市図書館設置条例第3条第2項の規定に基づきまして、現在10名の委員の任期を2年として、本年8月30日まで委嘱をしているところでございます。この度、一部委員から交代の申し出がありましたことから、前任者の残任期間までの間、新しい委員の委嘱について本委員会の議決をお願いするところでございます。

以上、簡単ではございますが説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

藤田教育長

では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

それでは、本議案につきまして御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議はないようですので、議第30号は原案どおり可決したものと認めます。

次に「議第31号草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長

議第31号草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて、学校教育課の菊池が御説明を申し上げます。

議案書の19ページから21ページを御覧ください。

通学区域審議会委員につきましては、草津市通学区域審議会設置条例第3条第2項の規定により委員を委嘱しているところでございますが、この度、選出いただいております団体における役員交代により、委員の委嘱替えを行うものでございます。

なお、委嘱期間については、いずれの委員も任期中の委嘱

替えでありますことから、条例第5第1項但し書きの規定によりまして前任者の残任期間である令和4年12月26日までとなります。

以上、誠に簡単でございますか、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして何か御意見御質問ございましたらお願いいたします。

小辻委員

備考の欄を確認しておりますとそれぞれいろいろな役職の方がおられますが、元々おられた役職の方が替わられて新しい役職の方が入ってこられるのでしょうか。

学校教育課長

役職が替わられたということですが新しい役職というわけではございません。

小辻委員

会計の方が替わられたから新しく会計に来られるということですか。

学校教育課長

はい。そう捉えていただいてもいいかと思います。

藤田教育長

それでは、本件につきまして御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

では、異議もないようでございますので、議第31号は原案どおり可決したものと認めます。

次に「議第32号草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」審議いたします。事務局の説明を求めます。

学校政策推進課長

学校政策推進課の上原でございます。

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命について議決を求めることについて御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書23ページから25ページを御覧

ください。

委員の委嘱および任命につきましては、4月、5月の本定例教育委員会において、19校192名の委嘱、任命について御承認いただきました。この度、山田小学校校長から意見を聞き、名簿のとおり11名の委員の委嘱および任命することについてお諮りするものです。任期は令和3年6月24日から令和4年3月31日までとなります。

以上、議第32号についての説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようお願いしております。

藤田教育長

では、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

では、本件につきまして、御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議もないようでございますので、議第32号は、原案どおり可決したものと認めます。

————— 日程第5 —————

藤田教育長

それでは、日程第5「報告事項」に入ります。事務局より報告をお願いします。

図書館長

報告事項の1専決処分につきまして、図書館の武村が報告いたします。

お手元の報告書の報告1、29ページと30ページを御覧ください。

本年2月4日午後1時15分ごろ、移動図書館わかくさ号が橋岡町の道路を走行中、対向する自転車を避けるため左に寄ったところ、道路側面に設置されている同町の住民所有のフェンスの支柱に接触し損傷した事故に係る損害賠償の額を定める専決処分につきまして、現在開会中の市議会令和3年6月定例会に報告をいたします。これに併せまして、市教育委員会令和3年6月定例会におきましても、御報告申し上げます。

る次第でございます。

以上でございます。

スポーツ保健課長

続きまして、スポーツ保健課の宮田から報告2について、内容を説明いたします。

ページは31ページから32ページでございます。

先ほどと同様、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたことを報告するものでございます。32ページをお願いします。

損害賠償の額を定めることについて、令和3年5月10日午後1時半ごろ、草津市草津三丁目14番5号草津小学校において、同校の管理補助業務員が草刈り業務中に使用する草刈り機の刃が小石にあたり、飛散した小石が駐車場に駐車していた自動車のリアガラスに当たり破損した事故に係る損害賠償額を次のとおり定めるものでございます。

なお、専決処分をしたときは、地方自治法第180条第2項において、これを議会に報告しなければならないと規定していることから、開会中の令和3年6月市議会、定例会へ報告するものでございます。また、今回の損害賠償額については、市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険より損害賠償額の全額の支払いを受けることとなっております。

今後においては、各学校はじめ教育委員会全体で安全の徹底を行い、事故防止に努めて参ります。

報告2についてスポーツ保健課からは以上でございます。

教育総務課長

続きまして、報告事項3監査結果報告につきまして、教育総務課の森下が御報告申し上げます。

報告書の33ページを御覧いただきたいと思います。

この度、令和3年4月23日から令和3年5月13日までの期間で、教育委員会機関としましては、山田小学校をはじめ記載の7つの小中学校につきまして、定期監査が実施されたところでございます。今回の監査の主眼としましては、監査が行われました小中学校に共通して、教育財産の適切な維持管理と学校徴収金等の取り扱い状況の2点を中心に実施されたところでございます。結果につきましては、裏面の34

ページにそれぞれの学校ごとに記載をされております。7校すべての小中学校で教育財産の維持管理ならびに学校徴収金等の取り扱い状況について、概ね適正に執行されていると認められたところでございます。

なお、玉川中学校につきましては、消防用設備の維持管理につきまして、消防設備の機能を常に発揮できるよう、早急に修繕もしくは改修するよう指摘を受けております。指摘事項につきましては、業者とともに消防施設を調査し、施設の漏電を確認しておりますので、速やかに原因を特定し、対応して参りたいと考えているところでございます。

続きまして、報告事項の4に移らせていただきます。

報告事項の4 寄付の受け入れ報告について御説明申し上げます。

報告書は35ページでございます。

令和2年度卒業生一同様からポータブルスピーカーを常盤小学校に、令和2年度卒業生一同様からカラーベンチを笠縫東小学校に、株式会社京都銀行取締役頭取土井伸宏様からリサイクルトイレットペーパーを市内小中学校に、滋賀県土地家屋調査士会会長沢弘幸様から書籍「滋賀の地籍」を市内中学校に、株式会社高岡屋代表取締役社長宇野彰一様から紙マスクを市内小中学校に、草津商工会議所青年部様から絵本「お金ってなあに？」を市内小中学校また図書館に寄付をいただいたことを報告いたします。

なお、本来でございましたら、3月に寄付をいただいたものは、3月もしくは4月の教育委員会に、4月に寄付いただいたものは、4月もしくは5月の教育委員会で報告をさせていただくべきところでございますが、事務局の手続きの遅れにより、報告が遅れましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございません。

以上でございます。

藤田教育長

では、ただいま4点の報告事項がございましたが、こちらの報告事項についての何か御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

それでは報告事項については以上で終わらせていただきます。

それでは、続きまして先ほど非公開といたしました議案の審議に移りたいと思います。

——非公開——

藤田教育長

それではこれをもちまして6月の定例会を終了させていただきます。

次回は先ほどお話にございましたように、7月28日午後3時から定例会を開催する予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日もありがとうございました。

閉会 午後3時50分